

## 令和7年度渋谷区特定教育・保育施設等指導検査実施方針

### 1 基本方針

区は、「渋谷区基本構想」や「渋谷区子ども・子育て支援事業計画」において、子育て支援の充実を掲げ、多様な保育サービスの拡充や、保育人材の確保等を進めている。安全・安心かつ良質な保育環境の整備を進めることや、質の高い保育・教育を持続的に提供していくためには、一般指導検査及び特別指導検査(以下「指導検査」という。)の取組みが一層重要なものとなっている。

以上のことを踏まえ、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)に対する一般指導検査については、子ども・子育て支援法、児童福祉法、渋谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等を定める条例、渋谷区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等関係法令に照らして、適正に実施されているかを確認の上、改善指導等を行い、児童福祉行政の適正かつ円滑な実施を確保することに主眼を置いて実施する。

また、重大な法令違反や虐待等、不適切なサービス提供の疑いがある場合には、社会福祉施設の社会的使命に対する信頼の維持・確保及び利用者保護に主眼を置いて、速やかに特別指導検査を実施する。

特定教育・保育施設(認可保育所)に対する指導検査の実施にあたっては、認可権者である東京都(以下「都」という。)と密接な連携を図ることとし、都と区がそれぞれ効果的・効率的に指導検査を実施するため、連携の充実・強化を図る。また、指導検査の充実に向け、都その他関係行政機関と必要な協力を行う。

### 2 一般指導検査の重点項目

#### (1) 運営管理関係

##### ア 職員の確保及び処遇

- (ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- (イ) 職員の状況を把握するため雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- (ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- (エ) 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

##### イ 安全対策の徹底

- (ア) 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
- (イ) 安全計画に基づく安全措置(研修及び訓練等)の実施並びに消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。

##### ウ 重要事項の説明及び掲示

- (ア) 運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項について、保護者に対する説明及び同意が適切に行われているか。
- (イ) 前項の重要事項について、施設の見やすい場所に掲示されているか。

#### (2) 保育内容関係

ア 保育所保育指針の徹底

(ア) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。

(イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

(ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。

(イ) アレルギー疾患を有する児童等の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

(ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。

(イ) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。

(ウ) プール活動・水遊びや散歩等の園外保育時、その他、保育中の事故防止に配慮しているか。

(エ) 上記(ア)から(ウ)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。

(オ) 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

(3) 会計経理関係

ア 適切な会計処理の徹底

(ア) 会計基準等に従った適正な処理が行われているか。

(イ) 計算書類等が適正に作成されているか。

(ウ) 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

(エ) 保育所単位での資金管理（積立資産含む。）が適正に行われているか。

イ 管理組織の確立

(ア) 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。

(イ) 資産管理が適正に行われているか。

ウ 契約事務の適正化

(ア) 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明するものとしているか。

(イ) 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。

3 特別指導検査の重点項目

(1) 運営管理関係

特定教育・保育施設等の運営において、関係法令等が遵守されているか。

(2) 保育内容関係

保育内容は、入所する児童の心身の健全な発達を図るものとして、良質かつ適切なものか。

(3) 会計経理関係

会計基準や関係通知に則った適切な事務処理が行われ、特定教育・保育施設等の運営に要する費用が適正に使われているか。

#### 4 実施計画

##### (1) 対象施設（以下「施設」という。）

- ア 特定教育・保育施設（認可保育所）
- イ 特定地域型保育事業者

##### (2) 実施形態

###### ア 一般指導検査

###### (ア) 実施方法

施設ごとに日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴き実施する。

###### (イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

###### (ウ) 班編成

1 検査班当たりの検査員は、3人以上とする。また、施設の状態により専門家を加えて実施する。

###### (エ) 実施通知

「渋谷区特定教育・保育施設等指導検査実施要綱」（以下「区要綱」という。）第9条の規定に基づき通知する。

###### (オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象については、別に定める。

###### イ 特別指導検査

###### (ア) 実施方法

施設ごとに日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴き実施する。必要に応じて施設の関係者の来庁を求め実施することがある。

###### (イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

###### (ウ) 班編成

1 検査班当たりの検査員は、4人以上とする。また、施設の状態により専門家を加えて実施する。なお、必要により都と合同で実施することがある。

###### (エ) 実施通知

区要綱第11条の規定に基づき通知する。

###### (オ) 日程及び対

日程及び対象については、適宜決定する。

##### (3) 選定方針

###### ア 選定時点

原則として、令和7年4月1日時点で現存する施設とする。ただし、年度途中に開設した

施設については、必要があると認められた場合は選定の対象とする。

#### イ 選定方法

一般指導検査は、原則として、一定の周期で計画的に行われるよう施設の選定を行うものとするが、下記の施設についても考慮のうえ決定する。

- (ア) 過去の指導検査において、指摘事項の改善が図られていない施設
- (イ) 苦情、通報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の確認を要する施設
- (ウ) 新規に開設された施設
- (エ) 相当の期間にわたって、指導検査を実施していない施設
- (オ) 財務分析結果等の課題のある社会福祉法人が運営する施設。ただし、当該施設及び社会福祉法人の指導検査を併せて所管するものに限る。
- (カ) 福祉サービス第三者評価を受審していない施設、又は当該評価結果において問題がある施設
- (キ) その他指導検査の実施が必要と判断される施設

### 5 関係団体等との連携

#### (1) 都

ア 児童福祉法に基づく都の指導検査と子ども・子育て支援法に基づく区の指導検査との合同実施を行う。あるいは、都の指導検査において区職員が立ち会う。

イ 指導検査結果等について、必要な情報交換を行う。

ウ 都が認可する特定教育・保育施設に違反疑義等が認められた場合、必要に応じて連携を行う。

エ 違反疑義等が複数の区市町村に関係する場合は、都に総合的な調整を依頼する。

#### (2) 国、他区市町村

違反疑義等に関する情報について共有し、必要な対応を行う。

#### (3) 社会福祉法人の運営指導所管

ア 福祉部地域福祉課が行う当該社会福祉法人に対する指導検査について、必要に応じて連携を行う。

イ 前項の社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する施設等の指導検査結果等については、相互に必要な情報の交換を行う。

### 6 その他

(1) 区は、施設に対して関係法令等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合において集団指導を実施する場合は、その内容に応じ、施設の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により実施するほか、講習内容をオンラインで配信して施設等の設置者等に視聴させる方法などによりを実施するものとする。

(2) 幼保連携型認定こども園においては、「保育」は「教育・保育」と、「保育所保育指針」は「幼保連携外認定こども園教育・保育要領」と、「全体的な計画」は「教育及び保育の内容に関する

全体的な計画」と読み替える。